

商 品 名 < 愛 称 >	すしん年金定期「さわやか」
------------------	---------------

販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者で、当金庫に年金の振込をされている方</li> <li>・年金受給者で、新たに当金庫に年金の振込を指定された方</li> <li>・新たに年金を受給される方で、当金庫に年金の振込を指定（予約）された方</li> <li>・該当になる年金の種類については、窓口でご確認ください。</li> </ul>
取 扱 期 間	—
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年または3年（※元金自動継続の取扱いとなります。）</li> </ul>
預 入 れ (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1万円以上1,000万円以内</li> <li>※ ただし、お一人当たり1,000万円を限度とします。</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払戻します。</li> </ul>
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>預入金額・期間に応じた預入時のスーパー定期の店頭表示金利に1年ものは0.05%、3年ものは0.10%を加えた利率を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>※なお、お利息は年金振込受給指定口座に振替えます。</li> <li>・1年ものは、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。</li> <li>・3年ものは、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算とします。</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。）</li> <li>※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・マル優のお取り扱いができます。（マル優とは、遺族年金を受給されている方や、身体障がい者手帳をお持ちの方などがご利用いただける「少額非課税制度」です。）</li> <li>※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</li> </ul>
手 数 料	—

付 加 で き る 特 約 事 項	—
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別表「定期預金の中途解約利率一覧」の1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。</li> </ul>
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は、窓口へご照会ください。</li> </ul>
預 金 保 険 制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。定額保護の対象となります。</li> <li>・詳しくは店頭へ預金保険制度についてのパンフレットをご用意しておりますので、窓口までお申し出ください。</li> </ul>
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は規定により、当金庫に預金保険法に定める保険事故が発生した場合、お客さまからのお申し出により当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。</li> <li>・当金庫に年金振込を指定された方は、「さわやかクラブ」会員として、「しんきん健康サポートプラン」や「誕生日プレゼント」等のサービスを受けることができます。</li> <li>・詳しくは、窓口までお尋ねください。</li> </ul>

特にご注意  
いただきたい事項

- ・同商品は元金自動継続扱いの定期預金として満期日に年金振込を確認させていただき、自動的に継続させていただきます。  
※なお、自動継続後の金利は継続日における店頭表示金利と上乗せ金利が適用されます。  
※金利は市場の金利動向により変更となる場合があります。
- ・同商品の預入期間中に年金振込を他金融機関口座に変更された場合であっても満期日までは当初預入金利を適用いたします。ただし、満期日以降は同商品として元金自動継続扱いにはなりませんので、他の商品への預け替えか、ご解約等のお手続きが必要となります。  
※なお、元金自動継続扱いとならない場合、満期日以後の利息は解約日、または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。
- ・詳しくは、窓口までお尋ねください。

令和3年4月1日現在